

## 令和6年度第1回社会福祉審議会地域福祉計画推進専門分科会議事概要

1 日時 令和6年8月19日(月)午後2時から午後4時まで

2 場所 吹田市役所 高層棟3階 災害対策本部会議室

3 出席者ほか

(1) 委員 11名

岡田 忠克	会長	松木 宏史	副会長					
下郡 竜太郎	委員	森山 宣子	委員	木田 正章	委員			
栗田 智代	委員	吉久 正規	委員	田村 栄次	委員			
森戸 秀次	委員	辻本 武彦	委員	松尾 仁美	委員			

(2) 市職員 8名

梅森 徳晃	福祉部長
田畑 茂洋	福祉部次長(福祉総務室長兼務)
紙谷 裕子	福祉総務室参事
齋藤 知宏	福祉総務室主幹
本郷 夏実	福祉総務室主査
上垣 美帆	福祉総務室主任
賀集 恒介	福祉総務室主任
中村 海翔	福祉総務室係員

(3) オブザーバー 2名

社会福祉法人吹田市社会福祉協議会	新宅 太郎	地域福祉課長
	佐本 一真	地域福祉課主幹

(4) 傍聴 2名

4 配付資料

資料1	専門分科会(1月29日開催)における質問に対する回答
資料2-1	第4次地域福祉計画進捗状況(前年度比較)
資料2-2	第4次吹田市地域福祉計画進捗管理シート
資料2-3	福祉に関する意識啓発実施報告書
資料3-1	吹田市権利擁護・成年後見支援センターリーフレット
資料3-2	中核機関業務実施計画評価シート
資料3-3	令和6年度中核機関主催研修(案)
資料4	吹田市重層的支援体制整備事業実施計画(素案)
資料5-1	社会福祉審議会の構成(案)
資料5-2	社会福祉審議会規則改正前後のイメージ

## 5 内容

- (1) 開会
- (2) 議題

### ア 専門分科会(8月24日開催)における意見に対する市の考え方

資料1 専門分科会(1月29日開催)における質問に対する回答

資料2-2 第4次吹田市地域福祉計画進捗管理シート

事務局 1月29日開催の本専門分科会では、No.1の委員意見のとおり、自主防災組織に関して、自治会活動と関係なく、単独で自主防災組織を設立しているところもあると聞いており、自治会の加入率は低下しているものの、それが必ずしも自治活動の衰退ということにはならないのではないかと思うという意見をいただきました。市の考え方としましては、市の統計上、自主防災組織の結成数は連自治会単位と単一自治会単位のいずれかで管理しており、マンション管理組合など自治会以外で自主防災組織を立ち上げている団体は、単一自治会単位に含まれています。資料2-2の進捗管理シートのNo.1では、自治会の加入率というものは低下しているのですけれども、進捗管理シートのNo.13では、自主防災組織の結成数は増加傾向にあります。

そのため、委員意見と同様、自治会加入率の低下が、必ずしも自治活動の衰退を表しているということにはならないと考えています。

会長 御意見・御質問があればお願いします。

A委員 自主防災に携わっていますが、最近では、自主防災活動を通して自治活動をすすめるという傾向もあります。私たちの会も、居場所づくりも考えた防災活動をしています。御回答いただいたことについては納得いたします。

B委員 今のお話は、よく分かりますが、一面だけを見られているのではないのでしょうか。特に市の考え方について、いわゆる自主防災という面では、確かに自主的な組織が次々に設立されていくということで、自治活動の一部分は活発になるかと思えます。ですが、自治活動の全体を考えると、その面では、果たしてそういう理解で良いのでしょうか。自治会加入率が非常に数字的にも落ちていきますし、近所のいろいろな自治会を見ても、活発性のあるところは本当になく、仕方ないから加入しているという人々と拘束されるのが嫌だという最近の特に若い方の傾向もありますし、そのような実態の中で、市が自主防災組織数が増加しているということだけで自治活動を考えることは、早計ではないのでしょうか。総合的に自治活動が向上するような施策を必要とするわけですから、自治会の組織力を考えたときに、吹田市の考え方は疑問があ

りますので、吹田市からお考えをお聞きしたいと思います。

会長 自治会組織に何のために加入するのかという、若い人は特にそのような御意見があるかと思えます。おそらく、市としては、加入率の低下という問題意識全体は、前提として持たれていると思えますが、市として、全体的に自治会組織をよりよく運営をしていくためには、どのようなきっかけで、どのような経路で市民の方に目を向けてもらえるかということは、いろいろお考えいただいているかと思えます。もし補足で何か市から意見があればお願いします。

事務局 自治会の加入率が年々低下している理由として、ライフスタイルの変化や若い世代の方の考え方が影響していると言われていますが、事務局としても自治活動の担い手不足は課題であると認識しています。コロナ禍で地域活動がなかなかできなかったときに、我が事として考えやすい災害や防災に関することをきっかけに地域に目を向けていただいて、いろいろな方と関係を作り、もう少し支援のあり方を考えていけたら良いのではないかという御意見を様々な方面からいただきました。もちろん、自治会の取組は災害に関することだけではなくと認識していますが、これをきっかけに、少しずつ希薄になっている関係性が戻っていけば良いと考えています。

#### イ 第4次吹田市地域福祉計画の進捗状況

資料 2-1 第4次地域福祉計画進捗状況（前年度比較）

資料 2-2 第4次吹田市地域福祉計画進捗管理シート

資料 2-3 福祉に関する意識啓発実施報告書

事務局 資料 2-1「第4次地域福祉計画進捗状況（前年度比較）」の1～2ページは取組の進捗状況の比較で、資料 2-2「第4次吹田市地域福祉計画進捗管理シート（令和5年度末時点）」と令和4年度末時点の内容を比較し、取組に動きのあった指標を抜粋しています。指標 No. 8「成年後見制度の認知度」は重点施策の1つである成年後見制度の利用促進の指標ですが、関連した取組として、権利擁護支援に係る地域連携ネットワークの中核となる機関の体制整備があります。令和4年度から2年間の検討期間が終了し、7月に「吹田市権利擁護・成年後見支援センター（通称：けんりサポートすいた）」を開設しましたので、次の議事で詳細について御報告します。資料 2-1の3ページ目は評価の比較で、令和4年度末時点から評価が変わった指標を抜粋しています。全体として令和5年度も引き続き取組を推進している室課が多い中で、No. 6、18、19、20は令和4年度末時点から評価が上がっており、取組の進捗状況について具体的な取組実績を記載できている傾向があります。資料 2-1の4ページ

目は目標値の変更で、地域福祉計画が調和を図っている吹田健やか年輪プランと障がい者支援プランが本年3月に計画期間の終期を迎え、次期計画が策定されましたので、その内容を踏まえ変更した指標を抜粋しています。

資料2-3「令和6年度福祉に関する意識啓発実施報告書」をご覧ください。例年、普段福祉にあまり関わりのない方に、福祉を身近に感じていただくために実施している福祉に関する意識啓発ですが、今年度は吹田市民生・児童委員協議会主催の「夢のファミリーフェスタ」で吹田市社会福祉協議会（以下「吹社協」という。）及び吹田市公式LINEの認知度向上の取組を行いました。参加イベントの概要については、別紙1「夢のファミリーフェスタ ちらし」をご覧ください。メイシアターの中ホールで歌やダンスなどのパフォーマンスを見たり、集会室や展示室でバランスゲームや的当てなどで遊べる未就学のお子さんでも楽しめる子供向けのイベントで、当日は1,200人以上の親子が参加されました。吹社協ブースでは、子育てサロンの体験コーナーとして絵本の読み聞かせを実施するなど、地区福祉委員会の活動をPRするとともに、立ち寄られた方には、すいた社協だよりやボランティアセンターだよりなどの広報物と、別紙2「吹田市LINE公式アカウントPRちらし」を配布しました。これは、前回の専門分科会の「市の公式LINEが便利だから、福祉の情報を市民に届きやすくするために広く周知してほしい。」という御意見を踏まえ、広報課で作成したちらしを配布したものです。今回用意した配布資料80セットはすべて持ち帰っていただくことができ、今年度中に他にも意識啓発できる場がないか検討しているところです。

今年度は第4次地域福祉計画推進の中間年であり、来年度から第5次地域福祉計画の策定が始まることも踏まえて、進捗管理シートや日頃の活動の中で地域福祉推進に関してお気付きの点などについて、委員間で意見交換していただきたいと考えています。

会長 御意見・御質問があればお願いします。

B委員 福祉に関する意識啓発の件ですが、夢のファミリーフェスタの来場者数が1,200人以上に対して、広報物が80セットというのは、積極的に広報を進めるという面からすると消極的かなと思いますがどうお考えでしょうか。

事務局 来場者数は1,200人以上ですが、親子連れで御参加いただいている方が多く、一世帯4人くらいが平均的な数と思っています。そのため、約300世帯の中で、ブースに来ていただいたうえで広報物を受け取っていただいた方が80世帯ということになります。今後イベントに参加するときも、来場見込者数を踏まえて広報物を用意します。

C委員 吹社協も、夢のファミリーフェスタで、吹社協のPRと報告をさせていただ

くことができました。非常にたくさんの方の来場がありましたが、やはり子育て世代の若い方が中心ということで、情報の入手は、次第に紙からウェブ、SNSに移ってきていると思っています。市が進めておられるLINE公式アカウントも、かなりの登録者数ですし、その中で自分の必要な情報を選んで、届くような形にもされているので、子育て世代の方は、御自身に直接関係のある生活環境のことや子育てに関する情報を集めておられるのかなと想像しています。私どもも、今年度からInstagramを始めまして、特に若い人たちにポイントを当てる場合は、今後ウェブやSNSの活用がより一層重要になってくると思っています。

A委員 進捗管理シート No.16 の指標「単位高齢クラブ数」ですが、令和4年度も令和5年度の評価もCとなっています。高齢クラブの数が減ったからC以上の評価ができないということでしょうか、177 クラブに参加している人たちが「このような場所があって良かった」と感じている等、活動している方にとって非常に重要な場所であるという評価をすることも大事なことだと思います。確かに、令和4年度に185 あったものが令和5年度に177 に減っていることは残念ではありますが、残っているクラブに焦点を当てて評価することも必要だと思います。また、令和5年度でも令和4年度と同じ評価をしているものもありますが、全く同じことを1年間やっているわけではないので、評価が変わらないということはないと思います。必ず何かの変化があると思いますので、A+とかA-のような表示の仕方も一つの工夫ではないかと思います。

会長 人口減少が進んでいく中、「評価の理由等」の欄に記載の内容も精査したうえで、今後のあり方を考えていかないとはいけません。そのため、AからDという表示の仕方でも、評価の理由を読めば分かることもありますので、希望的な評価と理由を掛け合わせた形で、全体として、評価の内容を向上させていかないとはいけないということを、引き続き事務局で検討いただけたらと思います。事業が動いて、その評価をし、さらにブラッシュアップさせていくという意味では、当然年度ごとの進捗が異なってきますので、何かそれが分かるような指標があっても良いのではないのでしょうか。また御検討いただけたらと思います。

D委員 進捗管理シート No.14 の指標「災害時要援護者支援に関する協定締結地区数」が、目標値とあまりにもかけ離れていると思います。進捗管理シート No.13 の指標「自主防災組織の結成数（連合自治会単位・単一自治会単位）」は、このまま行けば、おそらく目標は達成されると思いますが、災害時要援護者については、何か抜本的な施策がない限りは難しいのではないかと考えています。

事務局 民生・児童委員協議会では協定を締結して名簿を受け取っていただいでい

ますが、連合自治会では名簿を持っていない地区もあり、「どのように名簿を扱えば良いのか」等の声を聞いていますので、課題として認識しています。災害時要援護者担当では、昨年度から個別避難計画作成の御案内をお送りしていますので、それを見ていただくことで、個人の意識付けになればと考えています。また、災害時要援護者名簿は、平時に顔の見える関係づくりをするために活用していただくということを理解していただくことが非常に重要だと思っています。

D委員            個別避難計画はどれくらい作成されていますか。災害時にはまず安否確認を行う必要があると思いますが、その時に災害時要援護者名簿がないと安否確認ができません。私の担当地区では連合自治会は協定を締結していないので名簿を持っていませんが、民生委員が名簿を持っていますので、どこに要支援者がいらっしゃるのかを地図に落とし込んで連合自治会に渡しており、それを活用して自主防災組織で安否確認をしていただくという取組を何年間も続けています。そのため、直接的な関わりではなくても、何らかの形で民生委員も関わっていただけらと思っていますので、民生・児童委員協議会でもできることを真剣に話し合わないといけないと思っています。

事務局            今、手持ちの資料がなく、個別避難計画を何件送って何件返ってきたかお答えできず申し訳ございません。事業所の方と一緒に作成される方が多いと考え、事業所の方にも個別避難計画の作成に御協力いただくために説明会を実施しましたが、御自身で作成される方が多かったと災害時要援護者担当から聞いています。

E委員            進捗管理シート No.21 の指標「地域密着型サービスの整備箇所数」について、事業所の整備が進んでいることは、将来のことも踏まえ良いことだと思っています。この中にサービス付き高齢者向け住宅（以下「サ高住」という。）の取り扱いが加味されているのかと介護保険事業者連絡会の中でも話題に上がっています。特別養護老人ホーム（以下「特養」という。）も、昨今は待機者がいない状況になってきておりますが、それは、賃貸物件と介護の在宅サービスを最大限に使用してサービスを展開されているサ高住の受け皿が非常に多いためです。基本的に、特養の待機者が一旦はサ高住に行き、その後、特養に申し込むというところが増えてきています。さらに、在宅サービスで一軒一軒訪問している事業所と、一つの住宅にサービスを展開している事業者とは結構な差がありますので、そこを加味した整備について、将来的なところを踏まえて検討してほしいと思っています。認知症高齢者グループホームも空き枠が埋まらない、特養も待機者がいないという現実的なところと、サ高住も差が激しいということを考えれば、実際は空きが多いのではないのかということも課題としてあると思います。

会長           サ高住も質が様々です。質については、行政が関与する余地はあると思いますが、運営の指導ができるかというところ、難しいところがあるかと思います。将来的に人口減少が進んでいく中で、空きというところの問題意識と危機意識があるというのは、おっしゃるとおりだと思います。

F委員           進捗管理シート No.2 の指標「小地域ネットワーク活動の延べ参加者数」ですが、施設連絡会としても地域との活動を吹社協と連携しながら進めているところですので、小地域ネットワーク活動に関わっている施設の数を出すことはできないでしょうか。形として残ると施設としてもありがたいので、また検討いただければと思います。

                  進捗管理シート No.22 の指標「障がい福祉サービスの利用者数等 ②グループホームの利用者数」で、利用者数が順調に増えていることはとても良いことですが、実際に質がどうなのかというところと、その質を担保するためにはどのような動きが必要かなども合わせて検討する必要があると思います。実際、グループホームが悪いというわけではなく、報酬の体系的なところで多く職員を雇用できないシステムになっていることが原因だと思いますが、グループホームの融通が利かず、活用しづらいこともあります。また、同じシートの指標「④就労継続支援 B 型事業所における工賃平均月額」ですが、2024 年度の報酬改定で換算方式が大きく変わり、平均工賃が 15,000 円から 25,000 円に上がっています。数字だけ見るとすごく上がったように思うかもしれませんが、実際はあまり変わっていないというところも加味していただく必要があると思いますし、換算方式が変わっているので、報酬改定の中身をもう少し追っていかねば平均工賃の額は表しにくくなってしまいます。

                  進捗管理シート No.25 の指標「各中学校ブロックにスクールソーシャルワーカー（以下「SSW」という。）を配置した時間数」について、配置した時間数が増えていることは良いことですが、業務内容がすごくハードということを知っており、SSW の数が足りているのかというところは少し気になります。

                  進捗管理シート No.26 の「移動経路のバリアフリー化率」について、評価がずっと B になっているので、まだまだこれからという意識があると思います。これまでも、公園の入口に柵を設置して自転車が入れないようにしたら、車椅子が通れなくなってしまったというようなこともありましたので、バリアフリーの施策を展開していく時には、想像で進めるのではなく、まずは当事者の意見を取り入れていただく必要があると思います。

会長           小地域ネットワーク活動に関わった施設の数に分かれれば素敵なことだと思いますが、公表されている資料はありますか。

吹社協 施設連絡会の各団体の取組内容を取りまとめた冊子があります。第5期地域福祉活動計画の策定に向けて、地区福祉委員会をはじめいろいろな団体と懇談をする中で、活動の担い手が不足するというお話が出てきています。今後、地域福祉を推進するにあたっては、地域と施設の協働が大きなキーワードにはなると考えています。数字でお示しできる機会があれば、共有させていただきます。

吹社協 資料を持ち合わせていないので、具体的な数字はお伝えできませんが、肌感覚では概ね8割程度の施設が関わっていると思います。

会長 グループホームの件とB型事業所の報酬改定の件については、また確認をしていただければと思います。SSWについては、国からも人事のために補助金が出ていますが、人材の確保が難しく学校現場は大変だと思います。バリアフリーについても御意見ありがとうございました。

B委員 施設の質の問題が複数で出ていたと思います。質を高めるためには指導が必要です。今はおそらく、書類審査のみで済ましていることが多いと思いますので、抜き打ちなどいろいろな形で実施することによって、見えてくるものもあるかと思います。市民は質で選んでいるわけですから、この結果は、真摯に受け取っていただいて、施設に対する指導や実態調査を地道に行っていかなければならないと思います。

会長 ありがとうございます。また御検討いただきたいと思います。

#### ウ 成年後見制度利用促進の取組について

資料3-1 吹田市権利擁護・成年後見支援センター リーフレット

資料3-2 中核機関業務実施計画評価シート

資料3-3 令和6年度中核機関主催研修（案）

事務局 7月1日に開設した権利擁護支援に係る地域連携ネットワークの中核となる機関の正式名称は吹田市権利擁護・成年後見支援センターといたしました。少し長くて難しい名称であることから、愛称について市民向けに四択形式のアンケートを実施し、一番得票数の多かった「けんりサポートすいた」に愛称が決まりました。運営は吹社協に委託しており、相談窓口は総合福祉会館2階の吹社協事務局内に設けられています。対面での相談のほか、電話・メール・ホームページ内の問合せフォームからの御相談を受け付けています。センターの業務内容ですが、権利擁護や成年後見制度が

市民生活に馴染みが薄く認知度が低いこと、また正しく理解されていないため利用につながらない等の課題があると考えられることから、まずは「相談・支援」及び「広報・啓発」について力を入れて取り組みます。特に、広報・啓発業務では出前講座も実施しますので、成年後見制度をはじめとする権利擁護支援についての講座を希望される場合は、ぜひセンターへ御連絡ください。センターで受け付ける相談内容については、「認知症の親が詐欺に遭わないか心配」や「障がいのある子供の将来が不安」と感じておられる御家族の方や、家庭裁判所に提出する書類の作成が難しいと感じておられる親族後見人の方の他、成年後見制度につなぎたいけれども合っているか不安と悩まれている事業所等の支援者の方々など、幅広い人からの成年後見制度をはじめとする権利擁護支援の御相談に応じます。また、専門相談・専門職派遣は、大阪弁護士会・大阪司法書士会・大阪社会福祉士会の委託による御協力をいただき、毎月決まった曜日・時間に法律の専門家である弁護士・司法書士、福祉の専門家である社会福祉士がペアになり、無料で相談を聞いていただける体制を整備しました。委員の皆様が日頃関わっておられるケースで、支援内容の検討に長期間時間を要しているものや、法律の視点での課題が多くあるケースなどがございましたら、一度センターに御相談いただければ、必要に応じて専門相談・専門職派遣におつなぎいたしますので、ぜひ御連絡ください。センターの運営については、別で設けている会議体である「吹田市権利擁護支援に係る地域連携ネットワーク協議会」において、年度当初に実施計画について、年度末に業務実績について毎年度御意見をいただく予定であり、初回の会議を先月30日に開催しました。協議会には、センターの設置に向けて御意見をいただいた検討会議委員に引き続き参画していただくとともに、新たに金融機関の方にも参画していただいております。本市の権利擁護支援の取組について幅広く御意見をいただくこととしています。

資料 3-2「中核機関業務実施計画評価シート」は、先月開催した協議会で御意見いただいたものであり、今年度は、この実施計画を踏まえてセンターの取組を進めていきます。実施計画の内容については、国が示す中核機関の機能・業務内容ごとに取組内容を決めており、可能なものについては数値目標も設定しています。今年度については、この中でも、1ページの広報機能と2ページの相談機能の取組を重点的に進めていく予定にしています。

資料 3-3「令和6年度 吹田市権利擁護・成年後見支援センター研修(案)」のとおり、けんりサポートすいたでは、中核機関の広報機能として成年後見制度をはじめとする権利擁護支援についての研修を行うこととなっています。今年度は、テーマを「(仮)権利擁護支援の変遷とこれから」として、国の法制審議会民法(成年後見等関係)部会委員の青木佳史弁護士から、成年後見制度の変遷や、現在国で行っている民法改正の検討状況につ

いて御講演をいただくほか、権利擁護支援に携わる支援者の方からの取組報告を予定しています。日時は12月5日(木)、会場はメイシアターの集会室です。申込が始まりましたら、市報やSNSで御案内いたします。国の動きの最新情報を聴ける機会ですので、御都合が合いましたら、ぜひ御参加いただければと思います。

本日は、このセンターの業務や利用方法について、御質問がございましたらお願いいたします。

会長 御意見・御質問があればお願いします。

C委員 資料3-1「吹田市権利擁護・成年後見支援センター リーフレット」に記載されている業務内容のうち、法人後見事業と日常生活自立支援事業については、以前から吹社協で取り組んでいるものです。今回、けんりサポートすいたが開設しましたので、当事者や各施設の方からの御相談を専門相談・専門職派遣にもつなぎながら、最終的に成年後見制度を利用される方もいらっしゃるという形を考えているところです。出前講座についても、関係機関から御要望があれば、積極的に伺いたいと考えています。

F委員 私の事業所では、3分の1程度の利用者が日常生活自立支援事業を利用しています。御自身で金銭管理をすることが難しい方の中にも、一人暮らしをされている方が多くいらっしゃるので、このような権利擁護の事業は、これからもニーズがあるだろうと思っています。

E委員 最近は、身寄りがいない方の施設への入所申し込みが増えてきています。「けんりサポートすいた」を相談先の選択肢の1つとして頭に入れておきたいと思います。私の事業所でも弁護士に助言を求めながら判断することもあるので、出前講座等を含めて、まずは事業所側もしっかりと成年後見制度を理解することが重要だと感じています。

会長 成年後見制度や「けんりサポートすいた」をより活用いただくためには、啓発と効果の検証が大事だと思いますので、引き続き御尽力いただけたらと思います。

G委員 成年後見制度は、2000年から介護保険制度と同時に始まりましたが、なかなか進まないということは何か理由があると思います。私も家族のことで、成年後見制度を利用しましたが、まずは、弁護士や司法書士にかなりのお金がかかるという金銭的な問題があります。また、書類の作成がすごく大変です。市民は、気軽に聞ける場が欲しいと思うので、吹社協が相談を受ける機会と出前講座を増やしていただきたいと思っています。私のグループでも、成年後見制度の

勉強会を実施しましたが、「お金がないから関係ない。」という感想がありました。そういった意味でも、これからの吹社協の取組にはとても期待しています。

会長            今の御意見について、事務局から何かありますか。「けんりサポートすいた」の活用に関連してお話をいただければと思います。

事務局            後見人に報酬を払い続けるのが負担であるという御意見については、国の法制審議会でも課題となっており、例えば必要な時に必要な期間だけ後見制度を利用するというような仕組みができないか検討されていると聞いています。「けんりサポートすいた」を立ち上げる際の検討会議でも、一次的窓口の地域包括支援センターや障がい者相談支援センターと連携することで、二次的窓口の「けんりサポートすいた」の役割が生きてくるという御意見をいただきました。権利擁護支援を専門とした相談窓口の「けんりサポートすいた」の役割は、非常に重要であると考えています。

## エ 吹田市重層的支援体制整備事業実施計画（素案）について

### 資料 4 吹田市重層的支援体制整備事業実施計画（素案）

事務局            これまでの専門分科会で、重層的支援体制整備事業（以下、「重層事業」という。）で一体的に実施する3つの支援「相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」について御説明しました。令和7年4月から重層事業を実施する予定ですが、重層事業の適切かつ効果的な実施を目的として、今年度は重層的支援体制整備事業実施計画（以下「重層実施計画」という。）の策定に向けた検討を行うこととしています。資料4「吹田市重層的支援体制整備事業実施計画（素案）」は、法定事業を所管する室課を中心として令和5年度に検討した文章にイラストを加えたものになります。

第1章では国が示す重層事業の概要を説明しており、本事業は既存の事業を含めた複数の取組を一体的に実施するものであるため、法定事業の一覧とそれらの関係性をイラストで表現しています。第2章では計画の位置づけ等を説明しています。重層事業は第4次地域福祉計画の重点施策の1つである「包括的な相談支援体制の構築」に資するものであることから、重層実施計画を地域福祉計画の附属計画として位置づけます。計画期間は、令和7年度から令和8年度までの2年間とし、令和9年度以降は第5次地域福祉計画に包含する予定です。これに伴い、効果的かつ効率的に取組を推進していくために、重層事業についても社会福祉審議会で進捗管理を行う予定です。第3章では実施体制について説明していますが、「受けとめ隊」や「重層ミャクミャク会議」は本市独自の取組になりますので、その詳細を記載しています。今後、重層事業の理念や重層事業が全庁的な取組であることが伝わりやすいものにする

るために、法定事業以外の取組も含めた重層事業の理念に資する取組一覧を追加する予定です。また、市民向けには年度末までにパブリックコメントを実施する予定です。

会長            これまでの専門分科会でも重層事業について御意見をいただいていたのですが、改めて、重層実施計画（素案）をご覧になって、御意見・御質問はありますか。

B委員            資料4の7ページに、3つの会議として「重層ミヤクミヤク会議」「重層プレミヤクミヤク会議」という記載がありますが、「ミヤクミヤク」とは、どういう意味ですか。

事務局            ここで「重層ミヤクミヤク会議」と記載している会議は、社会福祉法では「重層的支援会議」と定められています。この会議で議論する内容は、複雑化・複合化した課題を抱えた世帯への支援に関することなので、切れ目のない長い支援が脈々とつながっていくようにという思いでこの名称をつけました。

B委員            この部分には解説が必要だと思います。行政の計画は大切な文書ですので、あらゆる人が理解できる形で表現すべきだと思います。

会長            事務局説明の内容で十分伝わるとと思いますので、伴走した継続的な支援が必要な方への支援が脈々と引き継がれていくということが分かるように記載してもらえればと思います。この名称は、会議のハードルを下げるという意味では、若い人の良いセンスだと思います。

A委員            市が実施することについて広報のあり方がパターン化している気がします。新しいことを進めるには、その実施前から周知していかないと受け入れてもらえないときもありますので、プレ出前講座の実施等を検討していただければと思います。また、受け取る側に分かりやすく、いろいろな切り口での広報活動が必要だと思います。

事務局            例年開催している地域福祉市民フォーラムで、今年度は重層事業を居場所の切り口で周知できればと考えています。周知の必要性は、重層事業以外の業務を進める中でも分かってきていますので、いろいろな手法を考えていただければと思います。

会長            重層事業の名称や内容について理解を深めていくために、ハードルを下げられるような方策を考えてもらえればと思います。

C委員 資料4の9ページ(3)地域づくり事業の2段落目に「吹田市社会福祉協議会に配置する生活支援コーディネーターやCSW(コミュニティソーシャルワーカー)を中心に各分野の地域づくり事業拠点等が連携を図る中で、地域で実施される活動や人などの社会資源を把握し、人と人、人と地域がつながり合う地域づくりをコーディネートします。」とあります。吹社協が様々な場面で期待していただいていることはありがたい反面、地域づくりについては吹社協だけで行うことは難しいですので、事務局で何か考えていることがあれば教えてください。

事務局 地域づくり事業の例として、いろいろな分野の居場所や世代間交流を促す活動、そういった活動をしている方のネットワークづくりというものがあります。委員がおっしゃるとおり、こういった活動をしているのは生活支援コーディネーターやCSW(コミュニティソーシャルワーカー)だけではありませんので、地域でいろいろな支援者や団体が活動を行っていくようになることが分かるように修正します。

会長 地域によっては、専門のマネージャーを置いているところもあります。地域の実情に合わせて方法が違って良いものなので、行政がどのように関わっていくのか吹田市なりのものを検討してほしいと思います。

H委員 重層事業の体制について、市民にも行政にもニーズがあり、相手の同意をもらって進めるということで、何の問題もないように見えますが、訴えられることもある時代です。万が一、重層事業を実施する機関が訴えられたときに、行政としてバックアップできる体制があれば、事業者も市民も安心して利用できると思います。お金はかかりますが、福祉を担っている人々を法的にサポートしていけるような安心・安全な体制にすることはできるでしょうか。

事務局 自治体によって重層事業の実施方法が本当に異なっており、吹田市に必要な機能については、事業を実施しながらブラッシュアップしていければと思います。重層ミヤクミヤク会議の実施にあたっては、関係機関を招待することもできますので、内容によっては弁護士にも参画いただいて一緒に検討していきたいと思っています。

会長 子供関係の議題ですと、スクールロイヤーの方が参画するようなこともあるのかなと思います。重層事業の実施機関が訴えられるということも起こりうる時代ですから、ぜひ御検討いただきたいと思います。

オ 吹田市社会福祉審議会規則改正（案）について

資料 5-1 社会福祉審議会の構成（案）

資料 5-2 社会福祉審議会規則改正前後のイメージ

事務局

地域福祉計画の策定及び推進について吹田市社会福祉審議会全体会（以下「全体会」という。）で議論を行えるよう、本審議会の組織、運営その他必要な事項を定めている吹田市社会福祉審議会規則を改正したいと考えていますので、その概要と理由について御説明します。

資料 5-1「吹田市社会福祉審議会の構成（案）」では、左側が現行、右側が変更案の体制を示しています。変更後の規則の適用は、次期委員委嘱予定日である令和 7 年 7 月 1 日を想定しており、現委員の任期が令和 7 年 6 月 30 日までとなっていますので、再任された場合には変更案の体制で御議論いただく可能性があります。現行では、社会福祉審議会は全体会と 6 つの専門分科会で構成されており、専門的な議論はそれぞれの専門分科会に任されていることから、全体会では各専門分科会での審議状況の報告が主な議題となっていました。変更案では、全体会の審議事項を、「地域共生社会の実現に向けた地域福祉計画の策定その他地域福祉の推進についての調査審議に関する事項」とし、地域福祉計画推進専門分科会で議論していた内容を統合することで、これまで以上に地域共生社会の実現に向けた議論ができるように変更した形になります。この改正を考えた理由は、1 つ目に、国において地域福祉計画が福祉分野の上位計画として位置づけられたため、高齢・障がい分野等の計画とこれまで以上に連携を図っていく必要があること、2 つ目に、地域福祉計画には成年後見制度利用促進計画や再犯防止推進計画が包含されており、今後、重層実施計画も包含する予定であるため、これまで以上に広い範囲の内容を多角的な視点で議論する必要があることから、各専門分科会の代表者で構成されている全体会で御議論いただきたいと考えたためです。

資料 5-2 では、規則改正前後のイメージを図で表しました。現行の図は、高齢分野・障がい分野・地域福祉分野の各専門分科会で議論した内容を、各専門分科会の代表者が全体会で報告している一方向の矢印になっていますが、改正後の図では、全体会では、高齢・障がいの各専門分科会で議論した内容を踏まえて地域福祉の内容について議論し、各専門分科会では、全体会での地域福祉についての議論を踏まえて、分野ごとに専門的な内容について議論することを双方向の矢印で示しています。これにより、地域福祉計画が目指す地域共生社会の理念が、高齢・障がいの計画にも共有されやすくなり、足並みを揃えて計画の策定・推進を行える体制になると考えています。また、全体会で地域福祉計画について議論するにあたり、これまで地域福祉計画推進専門分科会に設置されていた策定部会についても移行するとともに、公募市民も引き続き参画できるように要領を制定したいと考えています。策定部会は、計画策定時のみ年 3 回程度開催するもので、全体会の委員の中から委員長に指名され

た方に参画いただく予定です。公募市民の参画については、地域福祉計画の議論について地域住民の参画がなくてはならないと考えていますので、地域福祉計画推進専門分科会のルールを参考に、定員4名で募集することになると考えています。

本日は、今後の地域福祉計画推進専門分科会の在り方を見据えて、御意見・御質問をいただきたいと考えています。

会長 御意見・御質問があればお願いします。

A委員 広く多角的に福祉の課題を検討し、解決していきたいというのはよく分かります。全体会で進めていくことについて、基本的には賛成です。しかし、会議体が大きくなると、成果や進捗が見えにくくなりますし、時間もかかります。新しい会議体では分かりやすい仕組みづくりをお願いします。

会長 引き続き、公募市民についても、全体会に参画いただけるということですが、全体会をこのような体制にしているところは見ることがないので、吹田市として、かなり頑張っていると思います。市民に参画していただくことは大切なことですので、会議の中でも重視していただければと思います。  
本日の議題で、言い残したことはありませんか。

I委員 議題からはそれですが、市民として素朴な意見を言わせてください。市役所のお手洗いが古いですが、様々な方が利用する市役所ですので、誰もが使いやすいものになるようにしていただきたいと思います。

事務局 今年の7月に一番古い低層棟を増築し、新しいお手洗いを設置しました。市役所全体の建て替えができれば一番良いとは思いますが、今後20年弱くらいはこの建物を使う予定だと聞いていますので、古いところは修繕しながら対応していくことになると思います。

G委員 公民館が避難場所になっていますが、お手洗いが和式で使えないという話を地域でよく聞きますが、そのあたりはどうなっていますか。

会長 全国で同様の課題があると思います。行政として全て対応していくのは難しいところもあると思いますが、担当所管に御意見を届けていただければと思います。

(3) 閉会

会長 最後に事務局から事務連絡があればお願いします。

事務局 次回の専門分科会を令和7年1月24日（金）午後2時からメイシアター第1会議室にて開催する予定です。詳細については、後日、開催通知でお知らせいたします。

例年開催している地域福祉市民フォーラムについて、今年度は、令和7年2月13日（木）午後2時からメイシアター集会室で開催予定です。地域での身近な居場所づくりをテーマに、地域共生社会の実現に向けて一人ひとりができることを考えられるようなものになるよう検討を進めています。詳細については、ちらしの準備ができましたら御案内いたします。御都合がございましたら、ぜひ御参加ください。

会長 本日は、お忙しいところ御出席いただきまして、ありがとうございました。